

報告第十三号

専決処分した事件の報告について

平成二十五年十一月八日に訴えの提起をした、江戸川区新左近川マリーナの使用料滞納者に対し、使用料滞納額及び使用許可終了日の翌日以後の不法係留に係る損害金の支払を求めた事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十六年六月十九日

江戸川区長 多田正見

別紙

一 和解概要

- (一) 被告は、原告に対し、本件解決金として、二百十三万八千二百六十八円の支払義務があることを認める。
- (二) 被告は、原告に対し、前号の金員のうち百五十四万千百三十円を、次のとおり分割して支払う。
- ア 平成二十六年二月末日限り 百万円
- イ 平成二十六年三月から平成二十八年四月まで毎月末日限り 二万円ずつ
- ウ 平成二十八年五月末日限り 二万千百三十円
- (三) 被告が、前号の分割金の支払を怠り、その額が六万円に達したときは、当然に同号の期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第一号の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで、年一割の割合による遅延損害金を支払う。
- (四) 被告が期限の利益を失うことなく第二号アからウまでの金員を支払ったときは、原告は、被告に対し、第一号のその余の金員の支払義務を免除する。
- (五) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (六) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (七) 訴訟費用は、各自の負担とする。

二 事件内容

- (一) 提起年月日 平成二十五年十一月八日
- (二) 当事者 原告 江戸川区

被告 流山市民

(三) 提起理由・請求内容 原告が、江戸川区新左近川マリーナ（以下「本件施設」という。）の使用料滞納者である被告に対し、
本件施設の使用料滞納額及び使用許可終了日の翌日以後の不法係留に係る損害金として、二百四十一万九千
百六十八円の支払を求めたもの

三 区訴訟代理人 弁護士 山崎正俊

四 訴訟経過 平成二十五年十一月八日～平成二十六年二月四日 口頭弁論一回 弁論準備一回 和解期日一回

平成二十六年二月四日

和解成立